

## 山口県デジタル実装推進事業支援業務に係る公募型プロポーザル応募要項

### 1 目的

本要項は、山口県デジタル実装推進事業支援業務について、プロポーザル方式により契約業者を決定するに当たり、その手続について必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

山口県デジタル実装推進事業支援業務

#### (2) 業務内容

別添「山口県デジタル実装推進事業支援業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託上限額

33,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、業務種目大分類「その他」のうち小分類「監査・コンサルティング」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

(4) この手続の開始の日から令和8年3月26日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

### 4 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書（別記様式1）を提出すること。

#### (1) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号  
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル政策課社会実装推進班  
TEL：083-933-1325  
E-mail：a13000@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時まで（必着）

(4) その他

この手続の開始後に、3（3）に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨明記すること。

## 5 質疑応答

質問がある場合は、質問書（別記様式2）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

上記4（2）と同じ

(3) 提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

令和8年3月16日（月）までに、個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにより回答する。

なお、回答の内容は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。

## 6 応募書類の提出

(1) 提出書類

別紙1のとおり

(2) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

上記4（2）と同じ

(5) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 提案は、1者につき1提案とする。

イ 提出期限後の応募書類の追加、修正、差し替え等は認めない。

## 7 審査

### (1) 審査方法

山口県デジタル実装推進事業支援業務審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、プレゼンテーションを実施した上で、最優秀提案者を決定する。

### (2) 予備審査の実施

企画提案者が多数の場合、プレゼンテーションを実施する前に、予備審査(書類審査)を行う場合がある。その場合、予備審査で優秀な提案とされた企画提案者のみがプレゼンテーションに参加できる。

なお、予備審査の結果は、全ての企画提案者に対して、電子メールにより通知する。

### (3) プレゼンテーションの実施

ア 日時 令和8年3月25日(水)(予定)(詳細は別途通知)

イ 時間 40分程度(企画提案30分以内、質疑応答10分程度)

ウ 準備物 オンライン形式の場合、企画提案者側のWeb会議に必要な機材(パソコン、カメラ、マイク等)については、企画提案者において用意すること。

エ その他 企画提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションを実施し、審査委員会による審査を行う。

企画提案書に沿った内容とし、追加での提案説明は認めない。

### (4) 審査基準

別紙2のとおり

### (5) 最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された企画提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

## 8 審査の結果

審査の結果は、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に対して、後日電子メールにより通知する。

## 9 最優秀提案者との契約

最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、契約を締結する。

なお、協議が不調なときは、7(5)の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

## 10 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

## 11 その他留意事項

- (1) 本委託業務の実施は、令和8年度当初予算の成立等を前提に行うものであり、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性もある。
- (2) 企画提案書の作成その他企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (3) この要項に基づき提出された書類は、返却しない。
- (4) この手続の開始後に、3(3)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年3月9日(月)午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (5) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

## 12 問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号  
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル政策課社会実装推進班  
TEL：083-933-1325  
E-mail：a13000@pref.yamaguchi.lg.jp

## 山口県デジタル実装推進事業支援業務に係る公募型プロポーザル 応募書類

## 1 企画提案書

企画提案者は、企画提案書において以下の事項（詳細は別添仕様書参照）について提案すること。

追加提案を記載する場合は、貴社が提示する見積額の範囲内で実施すること。

番号	区分	主な内容
1	基本コンセプト	○業務実施に当たっての基本的な考え方
2	県事業の運営方針・実施手法に対する助言等	○県事業全体のプロジェクトマネジメント支援の考え方 ○事業者及び連携する市町との調整等に関する考え方
3	各種目標・基準等の作成等	○県事業の目標・KPI設定に関する考え方 ○企画提案の評価項目・基準等に関する考え方 ○実証・実装事業全般の進捗管理に関する考え方
4	企画提案の募集・イベント開催支援	○全国の企業等の情報提供や募集支援に関する考え方 ○イベントやマッチングに対する支援に関する考え方 ○市町の抱える地域課題の整理等への支援に関する考え方
5	企画提案の審査支援	○企画提案の調査（社会ニーズ等）に関する実施方法 ○企画提案の評価（実装可能性等）に関する実施方法
6	実証・実装事業の支援等	○個別の実証・実装事業の進捗管理に関する考え方 ○個別の実証・実装事業の改善提案・助言に関する考え方 ○個別の実装・自走計画への助言に関する考え方 ○個別の実装・実装事業の結果評価に関する考え方
7	業務実施体制	○本業務の実施体制 ○業務従事者の実績及び本業務における強み
8	類似業務の実績	○令和5年度から令和7年度における主な実績
9	その他	○本事業実施における貴社の優位性 ○独自の追加提案等

## 2 会社概要

所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるものとする。 （パンフレット等、既存のもので可）

## 3 参考見積書

本業務に係る所要経費を全て含めて、委託上限額の範囲内で見積書を作成すること（消費税及び地方消費税を含む）。なお、見積りの根拠となった単価及び工数を含む所要経費の明細を明示すること。

## 審査項目及び評価基準

<< 評価得点(満点): 100点 >>

区分	審査項目	評価	評点
基本コンセプト (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案のコンセプト業務の趣旨・目的に合致しているか。</li> <li>■ 仕様書の内容を的確に捉え、本業務を効果的、効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。</li> </ul>	非常に優れている	10
		優れている	8
		普通	6
		やや劣っている	4
		劣っている	2
運営方針・実施手法に対する助言等 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県事業の戦略性・効率性を高めるための具体的な提案がなされているか。</li> <li>■ 各種目標や基準等の作成するための適切で実効性の高い提案がなされているか。</li> </ul>	非常に優れている	10
		優れている	8
		普通	6
		やや劣っている	4
		劣っている	2
募集・イベント等支援 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全国の優良企業等の情報提供をするための適切で実効性の高い提案がなされているか。</li> <li>■ 企画提案の募集等のプロモーションやマッチング等を支援するための適切で実効性の高い提案がなされているか。</li> </ul>	非常に優れている	15
		優れている	12
		普通	9
		やや劣っている	6
		劣っている	3
企画提案の調査・評価 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企画提案について国内外の社会ニーズや先行事例等を調査する適切で実効性の高い提案がなされているか。</li> <li>■ 企画提案について投資対効果や実装可能性等を検証・分析・評価する適切で実効性の高い提案がなされているか。</li> </ul>	非常に優れている	20
		優れている	16
		普通	12
		やや劣っている	8
		劣っている	4
実証・実装事業の支援等 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別の実証・実装事業の進捗管理や改善提案・助言、実装・自走計画への助言について適切で実効性の高い提案がなされているか。</li> <li>■ 結果評価について適切で実効性の高い提案がなされているか。</li> </ul>	非常に優れている	20
		優れている	16
		普通	12
		やや劣っている	8
		劣っている	4
業務遂行能力 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 十分な実施体制が取られているか。</li> <li>■ 業務従事者の実績等は十分か。</li> <li>■ 類似業務の実施実績から確実に本業務を遂行できるか。</li> </ul>	非常に優れている	20
		優れている	16
		普通	12
		やや劣っている	8
		劣っている	4
その他 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施における優位性が認められるか。</li> <li>■ 発展的な独自の追加提案があるか。</li> </ul>	非常に優れている	5
		優れている	4
		普通	3
		やや劣っている	2
		劣っている	1